

新しい議長・副議長が決まりました

問合せ／議事事務局 ☎42-8790 FAX43-1810
gikai@city.kasai.lg.jp

加西市議会定例会が6月2日に開催され、議長・副議長が決定。任期は、議会の申し合わせにより2年間です。



議長
衣笠利則 議員 (65歳)

2期目。建設経済厚生委員会委員長、
総務委員会委員長などを歴任。



副議長
丸岡弘満 議員 (43歳)

2期目。建設経済厚生委員会副委員長、
厚生委員会副委員長などを歴任。

シリーズ「加西の産業③」 「地域の雇用情勢」

問合せ／産業振興課 ☎42-8740 FAX43-1802
sangyo@city.kasai.lg.jp

シリーズ「加西の産業」は、市内産業の現状・課題・
方策を示す「加西市産業振興計画(平成29年3月策定)」
の内容をお伝えします。

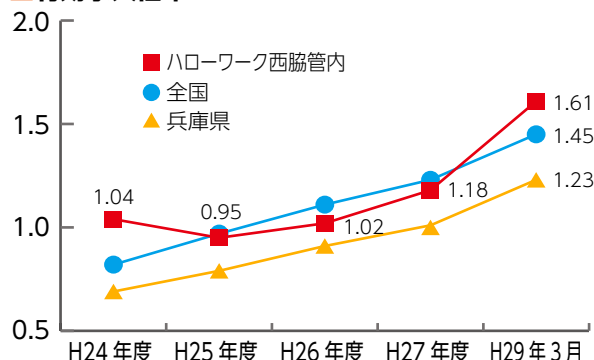
■市内産業の課題「人材の確保・育成」

同計画を策定するにあたり、現状把握のため市内約2
千社にアンケートを実施。その結果、課題として「人材の
確保・育成」が最も多く挙がり、求人しても応募者が少なく、
人材を確保できないとの声が多数寄せられました。

右グラフ図が示す通り、ハローワーク西脇管内直近の有
効求人倍率は1.61倍と高く、売り手市場の様相を呈して
います。しかし、右表の職業別の有効求人倍率にはバラツ
キがあり、求人と求職でミスマッチがおこっています。

市は、ハローワーク西脇と連携し平成26年1月に「加
西市ふるさとハローワーク」を設置、28年8月には改
正雇用対策法施行後、市町村で全国初となる兵庫労働局
との雇用対策協定を締結するなど、国や県、その他関係
機関との連携強化を図り、雇用や人材確保への対応に積
極的に取り組んでいます。

■有効求人倍率



■主な職業の有効求人倍率

職種	求人	求職	有効求人倍率
専門技術職	458	166	2.76
事務職	151	434	0.35
販売職	137	101	1.36
サービス職	423	118	3.58
生産工程職	540	277	1.95
輸送・機械運転職	163	80	2.04
運輸・清掃・包装等職	110	339	0.32

※平成29年3月のハローワーク西脇管内

第21回加西地区合同就職面接相談会

問合せ／加西市雇用開発福祉協議会
(加西商工会議所内) ☎42-0416

■日時／8月18日(金) 13:30～15:30 受付13:00～

■場所／アステアかさい3階地域交流センター

■対象者

- ・一般求職者(既卒者・中途採用等)
- ・H30.3月新規学校卒業生(大学、短大、高専、専門学校)

■持ち物／履歴書 ■参加費／無料 ※事前申込不要

■参加企業／加西市で正社員採用予定のある企業15社程度

■内容／人事採用担当者と面接・相談ができます。県の地
域雇用相談員や市の就労支援員が、就職・雇用、市外から
のUターン・移住等について相談に応じます。

■主催／加西市雇用開発福祉協議会

■共催／加西市、加西商工会議所、ハローワーク西脇、兵
庫県北播磨県民局、兵庫労働局

JOBフェア in 播磨2017 就職面接相談会

日時／7月12日(水) 13:30～16:00

場所／加古川プラザホテル2階

対象／H30.3月に大学等卒業予定者など

参加企業／ハローワーク加古川・西脇管内等から約45社

問合せ／加古川公共職業安定所 ☎079-421-8638

就職支援セミナー「自己PR・志望動機の書き方」

日時／7月27日(木) 10:00～12:00

場所／アステアかさい3階集会室

講師／徳西澄江さん(若者しごと倶楽部(兵庫県雇用
開発協会)キャリアマネージャー)

定員／先着20人 受講料／無料

申込先／加西市ふるさとハローワーク ☎42-7600

平成 24 年度からスタートした「播磨国風土記講座」を今年も開催します。テーマは「意奚（おけ）・袁奚（をけ） 二皇子と根日女の物語」で、元国際日本文化研究センターの光田和伸先生が、『播磨国風土記』を文学者の視点から読み解き、その謎に迫ります。



講師：光田先生

- 開催日(時間は 13:30～15:30)／7月13日、8月10日、9月14日、10月12日、11月9日、12月14日、1月11日
- ※全て木曜日で全7回
- 場所／アステアかさい3階多目的ホール
- 講師／光田和伸さん(元国際日本文化研究センター准教授)
- 定員／先着94人(申込不要) ■受講料／無料
- ※角川ソフィア文庫より出版(中村啓信著)のテキスト「風土記 上」(1,469円)が必要です。各自で購入いただくか、初回講座(7月13日)のみ会場で販売します。

介護保険サービスの負担上限額が変わります

問合せ／長寿介護課 ☎42-8788 FAX42-8955
kaigo@city.kasai.lg.jp

8月から介護保険サービスの負担上限額(月額)が、下表のとおり変わります。サービスを利用する場合に支払う負担額は、収入などに応じて上限額が決められています。負担額の合計が上限を超えたときは、超えた分が払い戻しされます。

■8月からの負担上限額 ※②のみ8月から上限額が変わります。

対象となる方	負担上限額(月額)
①現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
②世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯) ※7月までは37,200円 ※平成32年7月まで、同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)が設定されます。
③世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
④生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

平成29年度介護保険料

問合せ／長寿介護課 ☎42-8788 FAX42-8955
kaigo@city.kasai.lg.jp

65歳以上の方の介護保険料は、世帯の課税状況や所得等に応じて決定されます。保険料基準額は、3年ごとに見直しを行っており、今年度の保険料は昨年度と同じです。7月中旬に平成29年度介護保険料決定通知書を送付します。詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。

保険料基準額 64,800円(年間)

内訳：5,400円(月額) × 12カ月

■各所得段階保険料一覧(平成27～29年度)

所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	年額	
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	× 0.45	29,160円	
2	世帯全員が市民税非課税	課税年金収入+合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の方	× 0.75	48,600円
3		課税年金収入+合計所得金額が120万円を超える方		
4	本人は市民税非課税で、	課税年金収入+合計所得金額が80万円以下の方	× 0.9	58,300円
5	世帯の誰かが市民税課税	課税年金収入+合計所得金額が80万円を超える方	基準額	64,800円
6	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	× 1.2	77,700円
7		合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	× 1.3	84,200円
8		合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	× 1.5	97,200円
9		合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	× 1.7	110,100円
10		合計所得金額が400万円以上の方	× 1.8	116,600円